

## 2 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・文部科学省・経済産業省)  
(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京23区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 特に人材の育成が急務である「デジタル分野等の先端分野」は先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が日本全国で活躍できる環境を整備すること。

### <現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京23区の大学における定員増を抑制する規制(以下「本規制」という。)を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成30年5月に制定し、同年10月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理に推し進めることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成14年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、通信技術の向上やコロナ禍を契機に多様化したライフスタイルなど、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると看做されるを得ない。

加えて、デジタル人材など、社会の発展に不可欠な高度専門人材の育成は、我が国の喫緊の課題となっているが、国を挙げて人材を育成する上で、本規制が大きな足かせとなっている。国においては、「デジタル推進人材」を令和8年度末までに230万人育成する目標を掲げており、こうした目標を早期に達成するためにも、デジタル等の先端分野については先行して本規制を撤廃し、直ちに23区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

こうしたことから、以下のとおり要望する。あわせて、都としても、時代の要請に応えた人材の育成に取り組むとともに、地方大学との連携などを通じて日本全体での人づくりにも貢献していく。

#### <具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 特に人材の育成が急務となっているデジタル等の先端分野については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が日本全国で活躍できる環境を整備すること。